

特集 TPP「交渉妥結」と 地域づくりの戦略

現代尊農論

―ベージンツクインカムによる地方再生

獨協大学経済学部教授

本田浩邦



地方の人口減少と「都心回帰」が進行している。地方と農村の現状を放置すれば、農業の多面的機能は失われ、景観は破壊されるであろう。地方の人口減少のそもそもの原因は何か、根本的な対策はどうあるべきか。この問題を戦後の歴史的経緯に即して考察する。

人口流出によって地方経済の疲弊は年々深刻の度を増している。現状を放置すれば、日本の農村は歯の歯が欠けたように寂れ、その機能と美しい風景は今後数十年で失われてしまうおそれがある。自民党の地方創生政策はこうした地方の不安をたぐり寄せ、中央主導の開発主義、自治体統廃合、農業の集約化と規模拡大に結びつけようとするものである。他方で、リベラル派の地域研究には、地方衰退の原因を市場開放、貿易自由化の推進に求めがち傾向がある。私には、保守派の見解は誤りであり、リベラル派のそれは不十分であるように思える。

現在の政府の地方創生政策を見極め、真の地方再生を展望するためには、地方経済衰退の構図をつかみ、代替案を練る必要がある。本稿ではこの問題について考えてみたい。

―地方衰退の原因はなにか？

―低い農業所得

地方衰退の原因を市場開放に求めるリベラル派の判断が正しいとすれば、貿易自由化を食い止め、食料自給率を高めれば現在の地方が抱えている問題は解決できるとい

うことになるであろう。しかしそれは正しいであろうか。

二〇一五年の日本の農業就業人口は非販売農家（自給のための経営）も含めて二〇九万人で、ほとんどが世帯単位で行われている。これは総人口比率でわずか二％であり、それがカロリーベースでの自給率四〇％弱を満たしている。食料自給率を引き上げ、アメリカ言いなりの市場開放を阻止することは必要である。しかし貿易自由化の圧力を跳ね返し、食料自給率をたとえばドイツ並みに七〇％に引き上げたとしても、単純に計算すれば農業就業人口は四〇〇万人程度、人口比四％ほどになるにすぎないであろう。農村からの人口流出はせいぜい五〇一〇年前の水準にひとまず戻る程度で、さらに生産性が伸びれば、やはり人口流出は続くと予想される。

地方の衰退は農業所得が相対的に低いことによるものである。収穫量で見た農業生産性は長期的に見て目覚ましく高くなっている(注1)。しかしというべきか、だからこそというべきか、農業では慢性的に「豊作貧乏」の状態になっている。農産物需要は価格弾力性が低い(価格が下がっても販売量はそれほど増えない)ため、付加価値でみた農業生産性は製造業やサービス業と比べていっそう低くなる。これが相対的な農業所得停滞の根本的な理由である(注2)。

日本の農業が十分な就労人口、世帯数を保持できない低所得セクターであることについては、戦後早い時期から農業経済学者が指摘していた(注3)。しかし彼らはそれを根拠に人口の都心への移動を促進すべきだと主張した。そしてそれは高度成長期以降、農村からの人口流出政策を理論的に裏付けた。実際に一九六〇年代初頭まで三五〇〇万人前後を維持していた販売農家の世帯員数はその後減少し、二〇〇九年には六九〇万人と五分の一となった。しかし皮肉なことに、農家の低所得を是正するはずの経済学者たちの政策は、農業人口の過度の減少と、それにともなう教育、医療、小売り、サービスなど地方経済全体の需要の喪失を導き、農村の衰退を招く結果となった。

II 日本農業の国際競争力は低いのか？

「農業所得が低い」という経済学者たちの見方は、「日本の農家は土地の集約化と規模拡大をつうじて国際競争力を高めよ」という結論にねじ曲げられ、貿易自由化論の主張とも結びついた。

しかし、すでに述べたように、所得でみた農家の生産性は確かに低い、物的な生産性でみると必ずしもそうではない。いまコメを例にとると、アメリカのコメの価格は一俵(六〇キロ)あたり六〇〇〇円で、日本のコメは一万五〇〇〇円である。これだけを見るとアメリカの生産性は高く、日本は低いようにみえる。しかし、平均作付面積でいうと、日本は一・五から二・〇ヘクタール程度であるのに対して、アメリカは一八七ヘクタールと一〇〇倍を超えている(オーストラリアに至っては三〇六八ヘクタールとさらに大規模である)。こうした規模の格差からすれば、アメリカとの比較でわずか二倍半程度という価格差は小さい。その理由は、農業は集約化されれば、それだけ機械化のための経費がかかり、採算が合わなくなるということにある。つまり農業では、「規模の経済」(生産の規模が大きくなると単位当たりのコストが低下し、収益が高まるという作用)が働きにくいのである。

規模が大きくなると巨大なコンバイン、トラクターなどが必要とされ、設備投資が巨額に上る。世界でもっとも大規模な部類のアメリカの農家が補助金なしに成り立たないという皮肉な現象はここから起こる。農業というのはそういうセクターなのである。アジアの農家は小規模だからこそなんとかやっていけるのだ。

「それにしても市場価格ではアメリカの方が安いなら、そちらを選ぶべきではないか」と経済学者たちはいうであろう。しかしそれは間違っている。アメリカの農業補助金の額は、年間一〇〇億ドルから多い年には二〇〇億ドルと莫大である(注4)。さらに、アメリカの穀物価格にはその生産が持続可能であるためのコストも含まれていない(注5)。これら(見えないコスト)を



本田 浩邦(ほんだ ひろくに)

1961年生まれ。獨協大学経済学部教授。アメリカ経済論専攻。共著に『現代アメリカ経済分析——理念・歴史・政策』(日本評論社、2013年)など。

計算すると現時点でも日本の穀物がアメリカより高いかどうかは疑わしい。市場の価格は現時点での（見えるコスト）の優劣を示しているにすぎず、その限りではアメリカの方が安い。しかし、将来的に、たとえば二〇年後、五〇年後、アメリカの農産物が現状の価格で供給されるかどうかについてはなんの保証もない。農地というのは一度耕作を止めてしまえば、工業製品とちがって生産再開に大変なコストがかかるため、そのときになって日本の田畑を復活させようとしても難しい（注6）。

III 戦後地方の事実上の「所得保障」

―農地改革から「全国総合開発計画」へ―

戦後、日本農家の生活を支えてきたのは、戦後改革の一環として実施された農地改革による自作農体制と、高度成長期以降の国土開発により地方に分散的に配置された産業であった。問題は、地方の所得を支えたその二つの柱がともにいま揺らいでいるということである。

周知のとおり、戦後日本は農地改革によって改革前に全耕地のおよそ半分に及んだ小作地を国が買い取り、耕地全体の約三分の一に相当する一九四万町歩の土地を分割し、農家一件当たり一ヘクタールを安価で買い

取らせることによって農民の土地所有権を確立した。つまり政府は、土地所有権の分与によって農民の耕作権を守り、それによって農家の所得を保障したのである。

こうした農地改革の原案をつくったGHQ側の中心人物は、農政学者ウォルフ・ラデジンスキーであった。彼は、耕作する農民こそが土地を所有すべきであり、農民の耕作権の保障は日本の民主主義的再生の基盤となると考えた。ラデジンスキーの小農育成論は農村の保守勢力を温存するものとして、当時左派からさかんにその不徹底さを追及された（注7）。しかし彼の政策は反共主義というよりも、ロシア革命後、農民に土地を与えた当初のソヴィエトの政策がその後の農業集団化によって否定され、大きな災いを巻き起こしたことに對する批判に基づいたものであった。

この改革の結果、農業生産は急激に増加し、農業生産指数でみると一九五五年から六五年までほぼ四〇％程度で拡大し続け、食用農産物の自給率は一九六一年に八八％となった。五〇年代半ばに一農家当たりの可処分所得は戦前よりも五〇％多くなり、農外所得も増えた。一九七〇年代以降、「貧農は消えた」（暉峻衆三氏）といわれる有史以来初の状況が生み出された。約五割が農村人口であった当時の状況からして、農

地改革は日本の歴史上最大の所得保障政策であったといえる。

しかし事態はいくつかの点で農地改革の制度設計者たちの予想を超えて展開した。一九五〇年代半ばからの高度成長は工業化と都市化を引き起こし、巨大都市への人口集中をもたらした。地方の人口減少が進み、「地域格差の是正」が叫ばれるようになった。一九五七年から六〇年にかけて各地の開発促進法が制定された。一九六二年には「全国総合開発計画」（旧全総）が決定され、「拠点開発方式」で開発が一挙に進んだ。一九六〇年代後半になると、公害問題の深刻化や、大都市圏の過密問題が明らかになったにもかかわらず、その後一九六九年の「新全総」、田中角栄の「日本列島改造論」、一九七四年の「三全総」と開発路線はつづいた。これらは過疎の問題を抱えた地方からの要求にこたえたものでもあり、戦後農政がその後の農産物の過剰供給と農村人口の過剰化に適応できないことへの対応という意味があった。こうして、開発と公共投資が地方の新たな所得保障となった。その間、農政は、「農業基本法」（一九六一年）によって、農地の集約化と農家の規模拡大に舵をきった。このいわゆる「基本法農政」は、兼業化による農業所得の依存度の低下と小規模農家の離農によって農

地の流動化が進むことを前提としたものであるが、農地に対する農家の執着心は強く、農地の集約と規模拡大は想定どおりには進まなかった(注8)。

それ以降、現在まで、行きづまった地方政策、農政に対して、国はただたんに地方交付金と公共事業、地方の土木事業によって対応するという構図がつづいている。このような場当たりの対応は、国や官僚こそが農地改革のシステムに代わる有効な地方と農村づくりのイメージを見いだせていないことの現れであり、その意味では、現在の自民党の支離滅裂な地方政策や農政は、戦後の地方支配システムの崩壊の原因というよりは結果への対応といえる。

IV ベーシックインカムによる地方再生

農業が若い世代を支えるに十分な所得を生み出せなくなりつつある一方で、消費生活の高度化に伴う生活必要経費は増大するばかりである。農家はますます農外所得や農地の転用に依存することを余儀なくされている。こうした地方の深刻な悩みへの対策として、各々の地方の独自性を生かした特産品、観光資源、産業誘致の促進などが提起される。しかし、これらはこの地方でも可能というわけではない。たとえ先進

的な事例が増えたとしても、他の地方と競合すれば相互に市場を食いあうことになり、独自の付加価値は失われる。したがって人口流出の大きな流れを止めることにはならない。すでにみたとおり、それはなによりも人口減少の原因とかがみ合っていない(注9)。

農業が機械化を進め、かつその所得が過減的である限り、何らかの外生的な支えがなければ、農村に人が住み続けることには限界がある。このことは国のちがいや土地の所有形態のちがいとほかかわらない法則的なものである。つまり「産業として自立しうる農業」(農政審議会)とは形容矛盾であり、一種の観念的な精神論である。

このような状況のもとで、地方のリストラ、整理縮小案があらさまに出されている。ある民間の調査機関のレポートにある。次のような論調は今や主流である。

「ヒト・モノ・カネ、全てに余裕がない小規模自治体に地域活性化を委ねても、持続可能な地域への変貌は難しい。したがって、人口が減少する小規模自治体を含む広域をカバーする組織、たとえば、都道府県などの単位で地域活性化を考える必要がある。そしてその中で人口集積に向けた政策、具体的には都道府県などの単位のコンパクトシティ化を強力に進めるため、小規模自治体から大都市への移住政策をより検討し

ていくべきだ」(注10)

小規模の市町村はつぶして都道府県の中核的大都市に人口を集めれば、そこで高齢者の医療・福祉のニーズが高まるなど経済効果が期待できるといふのだ。このレポートの筆者は、「人口減少都市のターミナルケア」と表現している。「ターミナル」は終着駅を意味する。

戦後、地方と農業は農地改革から国土開発へと列車を乗り換えてきた。しかしここでいわれていることは、「これからはいくら待っても乗り継ぎの便はきませんよ」「ここからはレールさえありませんよ」ということである。これは地方の人々の「大都市」への移住を軽々に考え、地方が存在すること自体の多面的な役割を考慮しない一種の棄民政策にはかならない。

したがって、地方に対する政策は、その持続を何らかのかたちで保障するか、あるいは「ターミナルケア」か、この「二つの道」のいずれかである(もちろん自治体消滅もひとつの「道」であればの話であるが)。

ではこの持続を可能にする方策はあるだろうか。唯一考えられるのは、所得保障によって地方を支えることである。ベーシックインカム型の普遍的な所得保障によって、農業の多面的機能を保持し、人々が地方に住み続けることが可能となる。

ベーシックインカムとは、すべての社会成員に対して基礎的な生活を支えるための最低限の所得保障を無条件的給付のかたちでおこなう制度であり、既存の社会保障制度に対する代替戦略の根幹である(注11)。大人一人、月額六万円から一〇万円ぐらいの給付が想定されるが、こうした安定的な現金収入によって人々が地方に住みつづけることが可能になる。またそれは既存の生活保護給付と異なり、他の収入源があっても受給可能であるため追加的な労働のインセンティブを排除しない(注12)。

従来型の公共事業は、地方にとつては、外生的な一過性の需要であり、しかも大規模な事業ほど中央の大手業者が受注し、地方経済への波及効果が弱い。いわば「羽根の生えた需要」である。しかも、そのために必要とされる公的支出は莫大である。それに対して、ベーシックインカムは地方の購買力を高め、地域経済を活性化させる。つまり「根の生えた需要」である。地方の産業に直接的な需要をもたらし、地方の内部で購買力が循環する。

ベーシックインカムはまた都市から地方への移住を促進するであろう。現在多くの農家では高齢者が年金収入を支えに農業を続けているが、定期的な現金収入の保障は若い人々にも地方での農業その他の経済活

動に道を開くことができる。また逆に、そのことが都心の過密を緩和することにもつながる。これが農家向けの「個別所得保障制度」と異なる点である。

こうした新しいタイプの所得保障制度によって、地方と農家は中央の政策的さじ加減に依存しない新たな地域共同体をつくることができる。「従わざるもの食うべからず」から「従わなくても食える」という真の地方自治の土台ができる。日本の小さな水田には、きれいな水、酸素供給、保水効果による河川の氾濫防止、地下水の涵養、生態系の維持といった市場での経済計算の枠を超えた外部的效果があり、それは千年以上も維持されてきたものである。地域の独自の文化や都市住民の緊張を緩和するといった今日的に評価されている機能を将来に残すためにもベーシックインカムによって人が地方に住み続けることが必要である。

むすび——河上肇『日本尊農論』

経済学者・河上肇は、一九〇五年に『日本尊農論』を著した。そこで彼は、農業の経済的、軍事的、社会的有用性について詳

述し、農業の生産性を高めることによって農業と農家を保護すべきことを力説した(注13)。国権的風潮の強い当時の時勢柄、

強兵にことよせてではあるが、当時人口の七割弱を占めた農家の窮状を訴える河上のヒューマンな姿勢はのちの『貧乏物語』に先がけたものである。彼は、経済学がいう国際分業論に従い一国が過度に商工業に特化し、農業を軽んじることに警鐘をならした。いまだあれば河上はTPPに身を挺して反対したであろう。

河上がそのなかで「経済上以外より見たる農業保全の利益」と呼んだものがある。「蓋し田舎の地が健康に適し其の長寿に宜しき所以は必ずしも少なからず。第一に空気用水の点に付て考ふるに、都会と田舎とは到底同日の談にあらず」

これは、今日の研究者が「農業の多面的機能」と呼んでいるものに相当する(注14)。こうした視点から、彼は農村から都市への過度の人口流出を憂慮している。

前世紀初頭、河上は農業の技術導入と生産性の上昇によって、戦後改革期においてラデジンスキーは農民の土地所有権の保障によって、それぞれ農家の擁護を訴えた。

現段階でその課題はベーシックインカムによる普遍的所得保障をつうじて成し遂げられねばならない。

ハーバート・ノーマンは、明治期の日本の農民運動を革命性と保守性を併せもつ「双面神」(ヤヌス)であると書いている

(注15)。「革命性」ということを今日的にどのようにいい表せばよいかは難しいが、それが根元的な変革を意味するとすれば、ベーシックインカムによって耕作権のみならず、最終的な生存権の保障を求めることには十分に根元的な意味がある。根元的な要求の実現の仕方はつねに屈折している。戦時下において、日本の農民は耕作権の確立を目指してたたかったが、それは当時においては遠い夢に過ぎなかった。しかし農民の要求は戦時下の弾圧の下にあつてさえ、一部の官僚や政治家の意思を通して状況に働きかけた(注16)。そして、そのエネルギーの蓄積が最終的には戦後農地改革の原動力となったのである。

農家の多くが依然として自民党を支持する理由は、合理的な代替案が見い出せないためである。ベーシックインカムは、農家や地方に住む人々の要求の底流となり、生活の保障を求める国民全体の運動と一体となる必要がある。

注

1 日本の農家数は明治の半ばから一九六〇年代まで五五〇万件前後で安定的に推移した。一九六〇年に六〇〇万件ほどでピークを迎え、その後縮小し、二〇一三年に二一五万件となっている。一九六〇年代初頭に約六〇〇万ヘクタール

あつた農地は、現在までに農地として加わった拡張分に自然災害または工場用地への転換など人為的廃れによって生じる減少分が相殺され、現在約四五〇万ヘクタールである。したがって一件当たりの耕作面積は倍以上に増えていることになる。収穫量についてはコメも野菜も増えているが、日本の場合、収穫量以上に品質の向上に技術開発が向けられているので、農業の労働生産性を単純には異時点間および国際比較できない。

2 もちろんこうしたことはアメリカでもEUでも起こっている世界的な現象である。しかしアメリカやEUは農業補助金によって農家の所得を支えてきた。戦後日本の歴代保守政権はそれを怠り、むしろより安価な海外の農産物の輸入を受け容れ、農業の衰退を拱手傍観してきた。そのため日本の農村の経済構造は他の先進国と比べて脆弱である。

3 大川一司氏は、工業に比して農業の所得が低位にあることが農業のいわゆる「過剰就業」に結びついていると指摘した(大川一司『農業の経済分析』大明堂、一九五五年)。また東畑精一氏は、農村人口問題を「潜在失業」ととらえ、すでに一九五〇年代半ばに「集約的経営」を対策の一つとしてあげている。東畑氏は、農業の「潜在失業」について、「厳格な合理主義の立場から見ると、その不完全就業はそれだけ無駄な就業でもあり、…もつと有効利用ができ

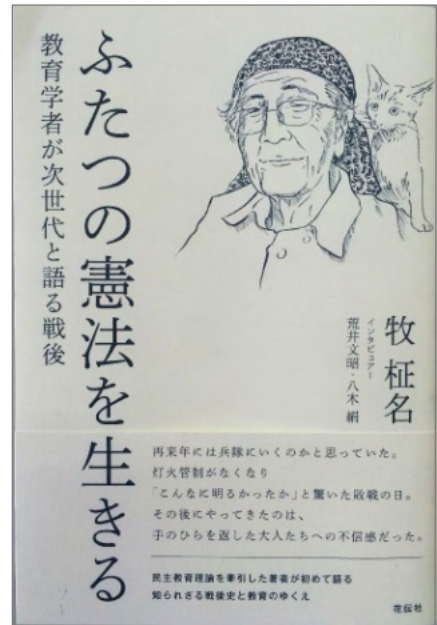
るところに移したら、国民経済の生産力はもっと伸びるということになる」とし、「潜在失業」のため政府の農産物価格支持政策が農家所得を引き上げる効果を持ちにくくなっているとも書いている(東畑精一編『農業における潜在失業』日本評論新社、一九五六年)。

4 アメリカの直接的な農業補助金は、最近ではエタノール用の穀物市場が高騰したため七〇億ドル程度と少なくなった年もあるが、それ以外にも土壌保全費や輸出信用保証など、様々な名目の補助金が支払われ続けている。こうした財政支出はWTO(世界貿易機関)の交渉では生産コストにカウントされていない。したがってダンプینگの要素とはみなされない。

5 地形学の専門家は、アメリカのグレート・プレーンズ(大平原地帯)の土壌が自然には五〇〇年で二・五センチしか再生されないにもかかわらず、農業による土壌喪失はその四倍から二五倍の速度で進行しており、土地利用は長期的に持続可能ではないと指摘している。また、「土壌の水分保持能力の低下、土砂に埋まった河川の浚渫(しゅんせつ)、土壌浸食によって起きた損害を解消するために、アメリカでは年間四四〇億ドル、世界では年間四〇〇億ドル、地球上の人間一人につき七〇ドル以上——多くの年々の年収を超える——のコストがかかる」(デイヴィッド・モントゴメリー『土の文明史』片岡夏実訳、築地書館、二〇〇七年)。

- 6 復田コストは、放棄年数にもよるが、一般に一〇アール当たり二〇万円から四〇万円とされている。参照、有田博之他「耕作放棄水田の復田コストからみた農地保全対策」『農業土木学会論文集』第二二五号、二〇〇三年。
- 7 農地改革の自作農育成の方針は、当時の社会党の「共同経営論」や共産党の「土地国有化論」と対立した。後者の内容については小山弘健『日本資本主義論争史 下』（青木書店、一九五三年）、上田耕一郎『戦後革命論争史 上』（大月書店、一九五七年）参照。上田氏の著書には、「共産党は土地不買運動という信じられないような指導までおこなった」とある（一五七ページ）。
- 8 ラデジンスキーは、「農業基本法」の策定に際して意見を求めてきた農林事務次官小倉武一氏に送った書簡で、「農業経営の法人方式を支持する議論は…小農制を急激に修正しようとするもの」と「農基法」の内容を厳しく批判し、「新政策の推進者は、農業経営の法人組織が政府の補助金や、価格支持等々を軽減するだろうと考えているような印象を受けます。この仮説は日本では非常に疑問ですし、御承知のとおり、大規模農業経営が高度に発達している国においてさえも適用できません」としている。また基本法を東畑精一氏が支持していることに憤っている（ラジデンスキー『農業改革 貧困への挑戦』ルース・ワリンスキー編、斎藤仁、渡辺俊彦、高橋満監訳、日本経済評論社、三三三―三二四ページ）。
- 9 一例であるが、鮭で有名な新潟県村上市は町屋再生プロジェクトの成功で全国的に有名である。しかし地方再生の先進例である同市でさえ人口は二〇〇八年四月一日の七万〇〇一九人から二〇一六年三月一五日の六万四二四七人へと減少している。
- 10 岡田豊「二極化する地域別人口と人口減少都市のあり方」（『みずほ総研論集』二〇一四年II号、四三ページ）
- 11 「ベージンカムとは、国家がその社会成員もしくは許可された居住者に対して支払う所得であり、その支給にあたっては、受給者の稼働労働への従事の有無、資力水準、他の収入源の有無、同居者など家族構成を問わない」（Daniel Raventos, *Basic Income: The Material Conditions of Freedom*, Pluto Press, 2007, p. 8）。
- 12 ベージンカムの財源問題については、小沢修司氏（京都府立大学）のシミュレーションなどがある（小沢「月額八万円の給付が実現できる」『エコノミスト』二〇一〇年九月二二日）。
- 13 『近代日本思想体系18 河上肇集』（筑摩書房、一九七七年）
- 14 「日本学術会議」は、農業や林業の多面的機能を次のように分類している。①国民生活に長期的な安心・安全をもたらす食料保障の機能、②農業的土地利用が周辺の自然生態系の物質循環系に組み込まれ、それを補完しつつ發揮される機能、③農業が、里山、畑地、水田、水路、畦畔などの形態を取り、独自の自然生態系を構成し、そこから発現される機能、④生産・生活・生態環境を一体化した持続的農業が地域社会・文化の形成・維持に果たす機能、⑤農業・農村の存在が都市的緊張を緩和する機能。（『地球環境・人間生活にかかわる農業及び林業の多面的な機能の評価について（答申）』二〇〇一年一月）
- 15 「日本における近代国家の成立」（『ハーバート・ノーマン全集』第一巻、大窪愿二監訳、岩波書店、一九七七年）
- 16 戦前から戦後にかけて活躍したある農務官僚は次のように記している。「戦時下の農地政策は農民運動の弾圧のなかで行われた。したがって批判は当然あるはずである。しかし農林省事務当局が多数の農家の要望を背負い、農業の発展を願って、大正九年の小作制度調査委員会設置以来長い年月にわたって苦心してきた小作制度改善の努力が、戦争という特異な環境のなかで開花した意味も評価されてよいであろう」（大和田啓氣『秘史 日本の農地改革——農政担当者の回想』（日本経済新聞社、一九八一年、四四ページ）。

書籍の紹介



『ふたつの憲法を生きる』 教育学者が次世代と語る戦後

牧柺名・著
1971-17 荒井文昭・八木絹
花伝社、2016年
価格（本体1,500円+税）

ら外れたものは減点し、排斥する寛容さに欠ける今の教育システムです。明治憲法下の国民を統制するための教育を受けた先生の口から語られるシステムへの指摘は、強い説得力を持ちます。

また、学校の中だけで完結せず、子どもの声を聞かず尊重しない、大人の論理に縛られた社会関係ではなく、たとえ思った通りに育たないとしても、自分の内側に問いかけるような学びをサポートできる『偉い営み』である教育を目指す姿勢は優しさに満ちて居ます。

教育に携わる大人だけではなく、自分の受けている今の教育に違和感を感じている、今の子どもにもぜひ読んで欲しい一冊です。

（松川 遥）

教育で作られる「私」

最近新しいパソコンを買いました。計算が早いCPUに綺麗な描画が可能なグラフィック、ハードディスクは大容量、どこに出しても恥ずかしくない製品です。ですが、子どもを、このような工業製品に作り上げるべく生徒の品質管理をするのが今の教育制度になりつつあると、教育学者の牧柺名先生は本書で語ります。

本書の中で牧先生は終戦を迎え、二週間前とは全く違うことを言う校長先生のお話から大人を疑う事を始

め、必死に生きる中でさまざまなお会いと出会います。戦争への責任に口をつぐむ知識人、慚愧の念を抱えて、死者を見つめてきた人たち、その中で明治憲法下から日本国憲法が制定されて行く過程で、価値観の変化と新たな自由を牧先生は体験してゆきます。

食べて行くだけで精一杯だった中、働きながら学ぶ事で教育権に触れる原体験があった牧先生は、教育を受ける権利、働く権利について現実のもとに具体化するために歩み始めます。

その中で触れられるのが、制度か



特集 東日本大震災から5年

被災地の現状

ふるかわよしあき
釜石市議会議員 古川 愛明

あの忌まわしい東日本大震災、大津波、平成二三年三月一日二時四六分から五年が経過しました。早いものです。五年です。大津波により運ばれ、うず高く積まれた瓦礫の山も跡形なく消えてしまい、更地になった所は自治体のやろうとする事業により、草ぼうぼうの所、嵩上げの進む所、海の近くでは防波堤等の造成が行われています。

自治体の事業とは防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、津波拠点整備事業等の事です。それぞれの事業において、その被災地にあつた復興事業は確定し工事は行われています。どの事業においてもそれぞれ地権者がおりスムーズに着工した所は少ないように思います。特に地権者の相続の問題は国会等でも取り上げられています。江戸、明治からの登記のままのものもあり、又共用での土地所有等、超法規での解決、さらには法律を変えることより土地を取得するとうようなこともあり。地権者から土地を買い上げる事業、あるいは土地は買い上げない事業等があり、地権者が元のように家を建設できなくなるといったこともあり、地権者と自治体の軋轢は相当のもので。

釜石市では被災地二一地区全てに地区まちづくり協議会を設置しています。そのま

ちづくり協議会において行われる復興状況等の住民説明会、最近の住民説明会では、工事が遅れるとか、予算がないからといって工事区間等が縮小されるという事が言われています。

当初、行政が立てたスケジュール表では、二九年三月までに概ねの工事は終了という予定でした、平成二八年三月現在、一体どのようなになるのか住民は心配しています。

三陸地区は新聞等にのるニュースとは違い、細いところで種々の問題、課題が想定できると考えます。土地区画整理事業では土地の買上げと仮換地による土地の取得、津波拠点事業では土地の買上げによる土地の取得、その取得した土地にはほとんどが公共物の建物が建設されるわけですが、最近ここでも予算がないと言う言葉が聞かれます。行政の縦割りからくるものだと考えますが、復興交付金で出来ない公共物のために体育館を建設するには、文科省の予算でなければだめだとのことで、文科省の事業の中でできる事業を見つけ出さなければならぬ等、地方自治体と国、文科省の交渉を行わなければならないということ、このようなことで体育館建設にも時間がかかります。市民、住民にとってはわけのわからないことばかりなのです。

岩手県

面整備事業による民間住宅用宅地及び災害公営住宅の供給時期

(単位：戸)

		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年度以
累計	民間住宅等用宅地	2	247	1,013	3,119	4,645	6,282	8,064
	(進捗率)	0%	3%	13%	39%	58%	78%	100%
	災害公営住宅	118	574	1,525	3,391	5,074	5,646	5,771
	(進捗率)	2%	10%	26%	59%	88%	93%	100%

※「面整備事業」とは、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び漁業集落防災機能強化事業である。

※「民間住宅等用宅地」とは、地方公共団体が面整備事業により供給する住宅用の宅地の事である。

※「供給時期」の定義 ・民間住宅用宅地…宅地造成工事の完了時期 ・災害公営住宅…建築工事の終了

※平成27年11月17日復興庁公表の参考資料「面整備事業による民間住宅等用宅地および災害公営住宅の供給時期・戸数」を元に岩手県の累計のみ抜粋

土地の問題が解決になれば、その土地には公共施設、災害復興公営住宅等が建設されます。公共施設とは体育館、小中学校、メモリアルパーク、伝承館、集会所、公民館、屯所等まちづくりに必要な諸々の施設です。ライフラインにはまだまだ民間の医療、買い物等の諸施設も必要です。

鵜住居町のことを限定して言えば鵜住居地区復興まちづくり協議会との協議のもと問題、課題の解決をはかっております。公共施設、ハードのことは、建設場所、予算のあり方等見えて来たものの、今一番心配されることは区画整理事業における地権者への土地引渡しの時期についてです。この問題は被災地のど

こでも問題になっていることですが、釜石地区においても同様で地権者の考え方もまたまた変化するものと思います。さらには人口減の元ともなる課題だと思えます。

土地が整備された所には戸建の災害公営住宅及び災害公営集合戸住宅が建設されます。釜石市の入居の決め方は二回の被災者の意向調査により厳密な戸数が決定され、それぞれの住宅はまだ建築中なのにごに誰が入居するかは決定されておりません。仮設住宅、もしくはみなし仮設住宅から復興住宅に入居出来るのを今か今かと待ち焦がれておるところです。

仮設住宅の住居で構築されました隣組とのコミュニティが壊れ、新たなコミュニティの構築が必要なのですが、これもまた阪神淡路大震災でも指摘された大きな大きな問題です。阪神淡路大震災の教訓をいかしてコミュニティの構築に最大限の努力をはかるべきだと思います。

仮設住宅のことを少しだけ言わせてもらえば、阪神淡路大震災でもあったと言いますが、仮設住宅から移動したくない方々がいるとのことが今から言われており、その為に復興宣言が遅れるとのことが懸念されます。今から仮設住宅住居の方々とよく相談し高齢者、低所得者がそのような行動

にならないような体制づくりが必要と考えます。仮設住宅自治会、社会福祉協議会、NPO等様々の団体と協力、協議しながら課題を克服すべきと考えます。

釜石市は昨年二つ程良いことがありました。一つは橋野鉄鉱山の世界遺産登録です。もう一つはラグビーワールドカップ開催都市として決定したことです。橋野鉄鉱山の遺産登録についてもラグビーワールドカップ開催についても多くは語りませんがどちらも我が鵜住居が関係あることを銘記しておきたいです。どちらも世界へまた日本国中へアピールできる素晴らしい決定だと認識しています。

先に鵜住居の町と関係すると書きましたが、ラグビーワールドカップ開催会場は鵜住居の震災前に鵜住居小学校と釜石東中学校のあった所に建設されます。又橋野鉄鉱山へのアクセスは鵜住居の町を通らなければならぬ事、そして今鵜住居のまちづくりにおおいに影響あるものと考えられています。人口減は全国全ての市町村で問題になっておりこの二つの決定をうまく利用活用しない手はないと思うのです。

鵜住居の街は東日本大震災により全てが破壊し更地になった所です。まちづくりが最大の課題なのです。東日本大震災での被

災地が同じように壊れた街をどのようにするかが全市町村の課題なのです。私は震災後間もなくに神戸を訪問しました。そこで説明受けたのが行政との話し合いの仕方でした。常に冷静に話し合いをし、落とし所をしっかりと見つけて全てを決定していく、絶対にだめなものには妥協をしない等々です。震災後から今日までまちづくりについては懸命にメンバー四〇人からの理事さんと共に行動しており安全安心なまちづくりができるものと考えています。

今年平成二八年が正念場の年だと皆さんで言っています。まちづくりで心配なのは予算なのです。昨年度までは復興予算として全てが国負担だったのですが、今年度からは国の施策が変わり地方自治体、被災自治体にも負担を求めているところです。自治体の力関係もあると思いますし、金がある、ないで、予算獲得に自治体同士の戦いとなるのかと思うと大変だと思います。二〇二〇年の東京オリンピック開催も被災地にとっては多いに懸念材料となります。人口減、待機児童対策、企業誘致等々と被災地にとっては二重・三重の足かせとなっているところではあります。速やかに復興宣言が出来るように県、国には導いてほしいと切望します。五年が過ぎ行政の職員さん達もかな

りの疲れが見えます。今もう一ふんばり努力して欲しいと思います。住民と行政が一体となって復興をめざしたいものです。

(了)

古川 愛明(ふるかわ よしあき)

昭和22年生まれ。釜石市議会議員
鵜住居地区復興まちづくり協議会
副会長、鵜住居地区地権者連絡会
会長。○現在釜石市を中心に鵜住
居町のため、鋭意活動中。





よるが来た 1 びっくりポン

神子島 健

(かごしま・たけし)

vol. 34

春

になって日もだいぶ長くなってきた。吾々ネコにとつては夜こそが活動の最も活発な時間にやので、夕方になると元気が出てくる。冬は夜が長い寒いので、やっぱりこのくらいの季節が一番だにや。

多摩研の事務所では、『緑の

風』の編集委員の坊主頭が、Cジムキョクチョーと世間話をしてる。「アイザック・アシモフの名作といわれる『夜来たる』（一九四一年）を読んだんですがね」「アシモフって、アメリカのSF作家作家でしたかね」「そうです。その作品は、ラガシュという惑星が舞台なんです」

「はあ」「面白いのは、そこは6つの恒星に囲まれているので、夜がないんです」「ほお」



アシモフ『夜来たる』（グリーンベルク21）。グリーンベルク21とは、絶版などを電子書籍化している会社だそうにや。

「だからこの星の人類は、闇を知らない。闇に耐えられないんです。それが二千数百年に一度だけ、すべての恒星が一度に日食となり、「夜」が訪れる。光を求めて狂った人々が手当たり次第に火をつけ、文明が崩壊する。その二千数百年周期で、いわば文明がリセットされるんです」「なんかいろいろ含意のありそうな話ですね」

「そうですね。夜を知らない、

闇を知らないというのは、地球人とは全く違うわけですけど、逆に闇しか知らない人間がいて、光を知らない、というようなこともつい考

えてしまいます。悪い時代を比喩的に「暗黒時代」と呼んだりしますが、その中に生きている人が「光」を知らなければ、中にいる人間は悪い時代とも思わないかもしれない」「ふむ、とするならば、戦争法やら秘密保護法やら、その他自由民主主義が様々な形で壊される現在は、「民主主義の夜の時代」かもしれないのに、それを自覚できない人にとつては、夜ではないかもしれないな

い」「そうです。ここで私たちに求められるのは、「夜が来るぞ」と叫ぶことなのか、それとも…」「それとも?」「むしろ光というもの(自由民主主義)の意味をきちんと伝える、ということなのか…」というところで、だいぶ薄暗くなってきた外へと吾輩は出かけたので、二人のこの後の話は、ご想像にお任せするのにな。

いつもの公園に着くと、クロスケとチーちゃんが既に来ている。チーちゃんがこんな話をし出した。「あんな、こないだウチとこのパパ(チーちゃんのお母はんが何日か泊まりに来たんやわ。それがまあ、なんやけつたいなモン持って来ててな、びっくりポンや」

「びっくりポン、なんて、チーちゃん、「あさが来た」(NHKの朝ドラ)、好きだもんねえ」「そうやの。ウチ、京都の女は好きやないけど、あさちゃんは大阪のおかんみたいに裏表がないからエエねん。娘(千代)はなんやウジウジしてて好きやない」「えー、千代ちゃん、ええキャラしてるじゃない」とクロスケ。「なに、クロちゃん、ああいうんがタイプなん、ありえへん」「えー」

好みのタイプ論争は不毛にやので、吾輩が割って入る。「脚本の大森美香さんは、朝ドラを書くのは、『風のハルカ』(二〇〇五〜〇六年)に続き、今回で2回目にやんだ」「へえ、そうなん?」「残念にやがら、『風のハルカ』はあまりパツとしなかったと思う。大森さん

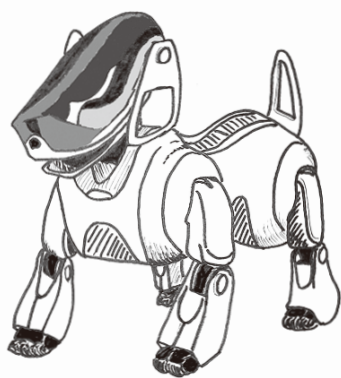
は元々、特に女性の心理に焦点を当てつつ、登場人物の対話をていねいに組み立ててストーリーを作るのがうまい人だと吾輩は思うのだが、朝ドラという長丁場を支えるには、それだけでニヤク、骨太のストーリーと、それに足るドラマチックな展開も必要にや。前作ではそれが足りなかつたと吾輩は思う」「へー、タマちゃん、ドラマまで詳しいんやな」

「今回は、モデルとなった岡浅子の、当時としては「女傑」と言ってもいいほど豪快なキャラクターがあり、しかも大森さんはそれを強調するよりも、その豪快さに抑制を効かせている。「あさ」の強烈な日常は、下手をするとアクが強くなりすぎるが、登場人物

の対話をていねいに組み立てる得意の手法で描いた結果、メリハリが生まれたのが成功の要因ではにやいかと吾輩は見ているにや」「ふーん、そんな見方もできるんやね」

「それはエエけどタマちゃん、ちよつと脱線しすぎや。ウチのびっくりポンの話聞いてえな」「ああそうか、何だっけ?」「そのお母はんがな、イヌともネコともつかへん、なんやけつたいなモン持って来ててな」「何だいそれ?」「ロボットやな、なんや不気味なもの。なちゅうたかな?」

「もしかしてAIBOかになや?」「ああ、それ、それ。さすがタマちゃん、もの知りやな」「AIBOはどっちかと言えばイヌじゃニヤいかな?」「そうなん? 動き方もようわ



AIBO(イメージ) 神子島筆

からん感じで、ホンマ不気味
「そんなに不気味かじゃ? テレビとかで見た分には、コミカルな動きでかわいいんじゃないか?」「実際、すぐそばで動いてると、同じくらいの目線やしな。しかもお母はんは、なんや生き物みたいに「アイちゃん、アイちゃん」(AIBOだから?)なんて、ネコ可愛がりしてんねんな。余計びっくりや」

「チーちゃん、ところで「びっくり」と「不気味」との違いっ

て、何だと思うじゃ?」「え、そりゃびっくりは驚きやし、不気味はきしよく悪いんやから、全然ちゃうやろ。何言うてんのん?」「そんなに単純かじゃ? クロスケどう思うかい」「え、急に振られてもなあ、それこそびっくりポンだ」
「チーちゃんは、AIBOの何にびっくりしたのかにや」「あんなロボットの存在じたいがびっくりやし、あんなロボットを動物みたいに可愛がって人間にもびっくりやな」「それと不気味はどう違うかじゃ?」「そう言われたら困るな」

「びっくりも不気味も、未知なものに対するリアクションという意味では共通しているのだにや。だからこの二つは、案外簡単に分けられんやいかもしれない」「へー、こりゃびっくりポンやな」
「で、さっきチーちゃんは、イヌともネコともつかない、なんやけつたいなモン、と言つてたにや」「はあ」「不気味とは、未知なるものを今の自分の認識枠組みでうまく整理できんやいことに不安をかき立てられている、といつてもいいかもしれんやいなね」「なるほど!」「びっくり、というか、びっくりポンなら特に、未知のものに対して、それを知りたい、理解したいという好奇心が表現されているとも言えそうだにや」「うまいこと言うわあこのひと」

「もつとも、びっくりは単に驚きにやので、例えば鳥が急に飛び出てきて驚く、といった、好奇心とは関係んやいケースもあるけどにや」「はあ、タマちゃんさすがやな。ウチもそういうこと学べるんやろか」
「まあ、吾輩のできる範囲で教えてあげることにはできるにや」「そらおおきに」「でも、最終的には自分の頭で考える習慣ができないとダメだにや」「そら難しい」
「まあ、学びの基礎は、やっぱり「問い」を持つことだにや。「あさが来た」のあさなら「なんでです?」と、わからないことをきちんと問う姿勢といつてもいい。今の不気味とびっくりの話で「問い」、つまり、もつとよく知りたいとか、よくわからんやかったところはあるかにや?」「んー…、びっくりと不気味を分けるのはなんやろな、もつと詳しく知りたいわ」(続く)



dataTAMA

データ多摩 ● vol.29

国勢調査からみた 多摩地域の人口推移 (2000年～2015年)

五年に一度実施されている国勢調査が二〇一五年におこなわれました。その調査結果を基に多摩地域の人口推移を見ていきましょう。

国勢調査初の全国人口の減少

今回の国勢調査結果は衝撃的です。国勢調査が始まった一九二〇年以來ずっと増加し続けてきた全国の人口が、とうとう減少に転じました。

左ページの表は、二〇〇〇年から二〇一五年の国勢調査で出た多摩地域の人口を自治体別に表わしたものです。また、二〇〇〇年の人口を一〇〇とした場合の指数も入れてあります。

全国を見ると、二〇一〇年が一億二八〇五万人だったのが、二〇一五年には一億二七一一万人と約九五万人減っています。東京都では二〇一〇年で一三二五万人だったのが、二〇一五年では一三五一万人と約三五万人増加しています。しかし、二〇〇五年から二〇一〇年の増加率に比べて、二〇一〇年から二〇一五年は、停滞傾向にあるようです。

東京二三区では増加がより顕著

東京都をさらに詳しく見てみます。二〇一五年の指数が一・二・〇となっていて、二〇〇〇年に比べて一二ポイント

増加しています。さらに指数の内訳を見ると、二三区が一・三・九で一三・九ポイントの増加、多摩地域が一〇八・〇で八ポイントの増加で、二三区の人口増加がより顕著であることがわかります。前年比を計算してみると、二三区が二・六ポイント増加に対し、多摩地域では、わずか〇・七ポイント増加しているだけで、二三区の人口増加がより鮮明に浮かび上がります。

多摩地域では人口減少の兆し

では、多摩地域の自治体別の人口を見てみましょう。二〇〇〇年を基準とした指数をみると、多摩地域の自治体三〇のうち、増加しているのが二五自治体で、減少が五自治体です。増加率と減少率がそれぞれ高い順に並べると表2になります。

表2 2000年を基準とした
人口増減自治体別順位

	人口増加率の高い自治体	人口減少率の高い自治体
1	稲城市	檜原村
2	府中市	奥多摩町
3	町田市	福生市
4	調布市	青梅市
5	日野市	羽村市

次に、前回の国勢調査があった二〇一〇年を基準とした指数で同じように調べてみると、二〇〇〇年を基準とした時には五つしかなかった人口減少した自治体が、なんと倍以上の一・二自治体になっていきます。人口が増加した自治体は一八。さらに同じように増減率の大きい自治体順に並べると表3

表3 2010年を基準とした
人口増減自治体別順位

	人口増加率の高い自治体	人口減少率の高い自治体
1	武蔵野市	檜原村
2	日の出町	奥多摩町
3	日野市	国立市
4	稲城市	立川市
5	調布市	東村山市

表3では、二〇〇〇年を基準とした表2と比べて、減少率の高い自治体ランキングに、地価の高い国立市や、交通の要衝である立川市が含まれてきているのが特徴的です。

日本の人口減少問題は、多摩地域もその例外ではないことを、今回の国勢調査結果が物語っています。

表1 多摩地域の人口推移(2000年～2015年)

自治体別	2015年		2010年		2005年		2000年	
	人口(人)	指数	人口(人)	指数	人口(人)	指数	人口(人)	指数
全国	127,110,047	100.1	128,057,352	100.8	127,767,994	100.6	126,925,843	100.0
東京都	13,513,734	112.0	13,159,417	109.0	12,576,611	104.2	12,064,143	100.0
23区	9,299,060	113.9	8,973,510	109.9	8,518,397	104.3	8,162,328	100.0
多摩地域	4,214,674	108.0	4,185,907	107.2	4,058,214	104.0	3,901,815	100.0
八王子市	576,526	107.5	580,053	108.2	560,012	104.4	536,046	100.0
立川市	175,388	106.4	179,668	109.0	172,566	104.7	164,709	100.0
武蔵野市	144,683	106.5	138,734	102.2	137,525	101.3	135,746	100.0
三鷹市	187,133	109.0	186,083	108.4	177,016	103.1	171,612	100.0
青梅市	137,177	97.0	139,339	98.5	142,354	100.6	141,394	100.0
府中市	260,132	114.7	255,506	112.6	245,623	108.3	226,769	100.0
昭島市	111,511	104.6	112,297	105.4	110,143	103.3	106,532	100.0
調布市	229,644	112.1	223,593	109.1	216,119	105.5	204,759	100.0
町田市	432,516	114.5	427,016	113.1	405,544	107.4	377,536	100.0
小金井市	121,590	108.7	118,852	106.2	114,112	102.0	111,825	100.0
小平市	190,245	106.5	187,035	104.7	183,796	102.8	178,623	100.0
日野市	186,374	110.9	180,052	107.2	176,538	105.1	167,942	100.0
東村山市	150,130	105.5	153,557	107.9	144,929	101.8	142,290	100.0
国分寺市	122,701	110.1	120,650	108.2	117,604	105.5	111,404	100.0
国立市	73,274	101.5	75,510	104.6	72,667	100.6	72,187	100.0
福生市	58,432	95.1	59,796	97.3	61,074	99.4	61,427	100.0
狛江市	80,074	105.7	78,751	104.0	78,319	103.4	75,711	100.0
東大和市	85,167	110.3	83,068	107.5	79,353	102.7	77,212	100.0
清瀬市	74,893	110.0	74,104	108.9	73,529	108.0	68,037	100.0
東久留米市	116,668	102.9	116,546	102.8	115,330	101.7	113,302	100.0
武蔵村山市	71,268	107.8	70,053	106.0	66,553	100.7	66,052	100.0
多摩市	146,627	100.5	147,648	101.2	145,877	100.0	145,862	100.0
稲城市	87,645	126.5	84,835	122.5	76,492	110.4	69,235	100.0
羽村市	55,845	99.7	57,032	101.8	56,514	100.8	56,013	100.0
あきる野市	80,980	103.3	80,868	103.2	79,587	101.5	78,351	100.0
西東京市	199,823	110.4	196,511	108.6	189,735	104.8	180,885	100.0
(旧 田無市)	---	---	---	---	---	---	78,165	100.0
(旧 保谷市)	---	---	---	---	---	---	102,720	100.0
瑞穂町	33,461	101.7	33,497	101.8	33,691	102.4	32,892	100.0
日の出町	17,325	104.1	16,650	100.1	15,941	95.8	16,631	100.0
檜原村	2,207	67.7	2,558	78.5	2,930	89.9	3,256	100.0
奥多摩町	5,235	69.1	6,045	79.8	6,741	88.9	7,575	100.0

注

※総務省統計局 国勢調査結果を基に作成。指数は小数点第2位以下は切り捨て。

注：西東京市の指数は、2000年時点の田無市と保谷市を合計した人口数を100とした。

辺野古の海にも陸にも 新基地はつくらせない

わくた ひろし
湧田 廣

沖縄住民と自治研究会（世話人事務局）



2月29日証人尋問と結審に臨む稲嶺進名護市長激励集会

埋立工事を中止する「和解成立」と 新たな裁判闘争へ

三月四日、辺野古新基地建設をめぐる国と県の訴訟は、福岡高裁那覇支部（多見谷裁判長）の和解勧告を双方が受け入れ、埋立工事を直ちに中止し地方自治法にそった手続きと再協議を行うことに同意和解が成立することになりました。

翁長知事と県民の新基地阻止の闘いが、安倍政権の「県知事の承認取り消し」の執行停止と代執行訴訟という暴走行為を押し止め、「地方自治を守り、工事を止める」という成果を生み出したのです。

高裁の和解案は、

① 国の代執行訴訟と沖縄防衛局長の行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止申立を取り下げる。

② 埋め立て工事を直ちに中止する。

③ 国と県は地方自治法に基づく違法確認訴訟の判決まで円満解決に向けた協議を行う。判決後はその結果に従う。

というものです。この結果を受けて、国・県は承認取り消しをめぐる起こした訴訟を双方が取り下げました。

これは、国が代執行を当初から振りかざし、地方自治法で言う是正等のとり得



湧田 廣(わくた ひろし)

1948年生。73年、那覇市役所職員。主に福祉部・環境部の業務を担当。那覇市職員労働組合書記長2期。2008年市役所定年退職。医療生活協同組合理事2年。現在、沖縄住民と自治研究会（世話人事務局）。

る措置等を見無視して、県の埋立承認の取り消しを無効にするための強権的な行為に対し、高裁が地方自治法の視点から和解勧告を国に強く求めた結果ともいえます。

裁判長が「一九九九年の地方自治法改正によって国と地方公共団体が対等・協力の関係」にあり、「このことが法定受託事務の処理においては特に求められる」「地方自治法改正の精神に反する状況になっている」と国の姿勢に批判的な立場が示されたことによって、国が敗訴を回避するために和解に応じたものとも考えられます。

翁長知事と弁護団は、暫定案と言われてきたB案の和解案に応ずる姿勢を示していましたが、国側は埋め立て工事の中止は考えられないとして和解案に応じられないとの態度をとっていました。

和解勧告は、代執行訴訟における翁長



海上封鎖の警備艇等が退去した後の静かな辺野古大浦湾
(まだ立ち入り制限を示すフロートとブイは残っています)

知事の証人尋問や稲嶺名護市長の尋問によつて、国側の理不尽な行為が明らかにされ、裁判所が国の一方的な行為を是認することはできないことを示したものと いえます。

安倍政権が地方自治や憲法をないがしろにして辺野古埋め立てを強行し、沖縄の自治権や民意を踏みにじる行為に対して多くの地方自治研究者・憲法学者が声明を出したこと。国民の間にも辺野古新基地建設を止めよとの声が大きく高まってきたことで、沖縄県議会選挙や参議院

選挙に与える影響を国が恐れたとの見方もできます。

しかしながら、安倍首相は翁長知事との和解協議後の会談で「辺野古が唯一の選択肢であるという国の考え方に変わりはない」と発言。これについて翁長知事は記者会見で、「話し合いの中から展望を見出していきたい」、首相の発言について「大変残念な発言と思う。(辺野古が)唯一というなら対話は進まない。和解に応じた時に話す言葉ではないと思う。県民に寄り添いながら協議を進めてもらいたい」と話した。一国の総理と沖縄県知事の思慮と対応の違いが浮き彫りになりました。

国は和解成立後の三月七日、間髪をいれずに、知事の承認取り消しは「違法」だとして取り消し処分は是正を指示(地方自治法二四五条七)する文書を県に送りつけました。

国交相は県に対し三月一五日までに埋立承認の取り消し処分の取り消しを求めています。県は一日、「是正の指示」を不服として「国地方係争処理委員会」に審査の申し出を行いました。

国の「是正の指示」は具体的な理由が示されていないことから、県は審査申し出書の中で、地方自治法二四九条に反する

ものとして是正の指示の取り消しを求めています。

係争処理委員会では、国の是正指示が適法か、知事の承認取り消しが適法かどうか審査の争点になるといわれ、係争処理委員会が実質的な審理に踏み込むことが求められています。

係争処理委員会での審査は九〇日以内には終わることになりますが、その結果が出た時点で高裁に訴訟が提起されることになり、さらに最高裁まで争われることになるといわれています。その間、翁長知事が行った承認取り消しは有効な状態にあり、辺野古の埋め立て工事は中断することになります。

沖縄では、基地による事件事故による被害が後を絶ちません。一三日の深夜に観光客の女性がキャンブシュワブの海兵隊の米兵にレイプされるといふ事件が発生しました。日本政府は長い間基地による被害に苦しんできた沖縄県民の苦悩にいまこそ真摯に向き合うべきです。

辺野古に一〇〇年、二〇〇年も使用できる強大な新基地をつくることは許されないことです。辺野古新基地阻止の闘いは沖縄の未来をかけてこれからも続くこととなります。

緊急!

シンポジウム

「国立市・景観訴訟」

— 市民の自治 地方自治を学び合おう! —

「民主主義ってなんだ？」
その答えは、ふだんの暮らしの中にあります。

2001年に建てられた国立市大学通りの大型マンション。
今もなお、裁判がつづいています。

芸術的ともいえる国立市のまちなみは
市民の自治の歩みでつくりあげてきたのに
2015年12月に 東京高裁から出された判決は
それを完全に否定しました。

そこには、ぜったいに許せないことが書かれています。
それをていねいに学ぶために、シンポジウムを開催します。
「地方自治」や「都市計画」の第一人者である研究者、
訴訟の当事者である元市長や弁護団とともに
思う存分、真実を学び合う場にしましょう。

- ◇日時 2016年4月3日(日) 午後2時～午後5時30分
(会場 午後1時30分)
- ◇場所 たましんRISURUホール 5階 第一会議室
JR中央線 立川駅南口 徒歩13分
- ◇参加費 500円 どなたでもお気軽にご参加ください。
(お申込不要、直接会場へお越しください)

お問合せ・主催 **NPO法人 多摩住民自治研究所**

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103

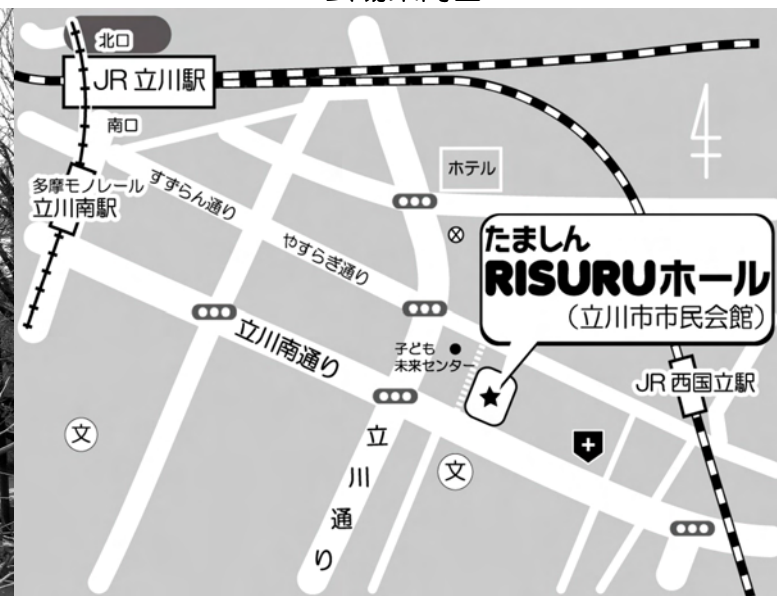
TEL: 042-586-7651 FAX: 042-514-8096

e-mail: tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp

※国立市景観訴訟の詳しい経過等につきましては、『緑の風』2014年12月号(vol.175)34ページ~をご参照ください。2014年までの経過を掲載しています。

<http://2874fb5df3e48188.lolipop.jp/docs/midori/vol.175.pdf>

会場案内図



◇シンポジウム プログラム



●国立市景観訴訟の経過を語る

窪田 之喜(くぼた ゆきよし)氏 (弁護士 — 上原氏弁護団)

国立市の景観をめぐる裁判の経過とポイントを解説します。

●市民の自治が生んだ国立市の景観

上原 公子(うえはら ひろこ)氏 (元国立市長)

国立市の歴史を踏まえた市民自治の営みから、国立市景観をめぐる一連の経過をお話します。

●国立市への明和地所の寄付をめぐる真相

関口 博(せきぐち ひろし)氏 (国立市議会議員・前国立市長)

国立市に明和地所が寄付をした当時、市長であった関口氏がその経過と事実を語ります。

●地方自治の基本からみた国立市景観訴訟判決

白藤 博行(しらふじ ひろゆき)氏 (専修大学法学部教授・弁護士/
行政法・地方自治法、日本学術会議会員)

市民自治とは何か、憲法や法律ではどのように保障されているのか—。語り手は、地方自治の法制度と理論の第一人者。国立市の景観に関わる市民運動や裁判が地方自治・市民自治にとって、いかに重要であるかをわかりやすくお話します。

●都市計画の原則と国立市の訴訟問題

波多野 憲男(はたの のりお)氏 (元四日市大学教授/都市計画)

都市計画の法制度と理論を土台にして、訴訟の問題を考えます。お話しするのは、数十年にわたって都市計画の法や理論を実践的な立場で追求してきた研究者。都市計画の原則と現状、そして訴訟のカナメである「地区計画」の制度について語ります。

コーディネーター

池上 洋通(いけがみ ひろみち)氏 (自治体問題研究所主任研究員)



2016年度 総会のご案内

◆日時

2016年5月28日（土）
13：00～17：00

◆場所

たましんR I SURUホール
5階 第1会議室

※詳細は追ってご連絡いたします。



多摩住民自治研究所 2月の活動

- ・ 1日(月)Excelで学ぶ財政分析講座
- ・ 5日(金)財政実践ゼミチラシ発送
『緑の風』編集委員会
- ・ 12日(金), 13日(土)
第24回 議員の学校
- ・ 19日(金)事務局会議
- ・ 20日(土)事業計画会議
- ・ 21日(日)『緑の風』インタビュー
国立景観訴訟
- ・ 25日(木)～財政分析基礎講座チラシ
印刷・発送
- ・ 26日(木)『緑の風』印刷
- ・ 29日(金)『緑の風』丁合



財政研究会 次回学習会は一

2016年4月23日（土） 14：00～

場所：多摩住民自治研究所 事務所

「多摩地域の新年度予算を見る」

報告者：新国 信氏

自治体の政策をまなぶ書籍

公共施設の再編を問う

—「地方創生」下の統廃合・再配置—



森裕之著 本体1200円＋税

「公共施設等総合管理計画」が策定され、学校をはじめとする公共施設の再編・統廃合が具体化しつつある。先行する自治体の事例にそって、その実際とこれからの方向を考える。

最新刊

はじめに

—いまなぜ公共施設の再編・統廃合なのか—

- 第1章 公共施設とは何か
- 第2章 地方創生と公共施設
- 第3章 公共施設と地方財政改革
- 第4章 公共施設の再編・統廃合
—先行事例から学ぶ—

公共施設の全体マネジメント—相模原市・さいたま市・秦野市—
個別施設マネジメントによる公共施設の廃止—浜松市—
公共施設の住民自治計画—飯田市—
公共施設と住民自治
終章 賢い縮小（スマート・シュリンク）へ向かって

地域と自治体
第37集

地方消滅論・地方創生政策を問う

岡田知弘・榊原秀訓・永山利和編著 本体2700円＋税

地方創生とはなにか、その政策は地域や自治体をどのように変えると予想されるかを考える。



増補改訂 基礎から学ぶ社会保険

芝田英昭 編著 本体2500円＋税

最新刊

社会保険の基本原則とあゆみから、公的医療保険・高齢者介護・年金・子ども家庭福祉・生活保護・障害者福祉などの各論にわたって、社会保険の理念としくみを学ぶテキスト。